

「海上コンテナの内航船積替えの確認について」（平成2年11月14日付け2農蚕第2280号農蚕園芸局長通達）

改 正 後	現 行
(別紙) 1 定義 (1) この基準において、「積替え」とは、輸入される密閉形コンテナ（海上コンテナ詰輸入植物検疫要領（昭和47年8月24日付け47農政第4502号農政局長通達。以下「海上コンテナ要領」という。）第1の2の密閉形コンテナをいう。以下同じ。）について、仕向先港以外の港において、一時的に卸下した場所又はその周辺の埠頭から、開扉することなく速やかに内航船（内航支線サービス船、カーフェリー船等をいう。以下同じ。）に積み替えることをいう。 (2) この基準に基づき積替えが行われる場合におけるその一時的な卸下は、海上コンテナ要領第1の3の輸入として<u>取扱</u>わない。 2 積替確認申請 積替えが行われる港を管轄する植物防疫所（植物防疫事務所並びにその支所及び出張所を含む。以下同じ。）の植物防疫官は、積替えを行おうとする者に対し、積替届（別記様式1）2	(別紙) 1 定義 (1) この基準において、「積替え」とは、輸入される密閉形コンテナ（海上コンテナ詰輸入植物検疫要領（昭和47年8月24日付け47農林省農政第4502号農政局長通達。以下「海上コンテナ要領」という。）第1の2の密閉形コンテナをいう。以下同じ。）について、仕向先港以外の港において、一時的に卸下した場所又はその周辺の埠頭から、開扉することなく速やかに内航船（内航支線サービス船、カーフェリー船等をいう。以下同じ。）に積み替えることをいう。 (2) この基準に基づき積替えが行われる場合におけるその一時的な卸下は、海上コンテナ要領第1の3の輸入として<u>取り扱</u>わない。 2 積替確認申請 積替えが行われる港を管轄する植物防疫所（植物防疫事務所並びにその支所及び出張所を含む。以下同じ。）の植物防疫官は、積替えを行おうとする者に対し、積替届（別記様式1）2

改 正 後	現 行
部に船荷証券(Bill of lading)の写し1部を添付したものを提出させる。 3 積替申請の確認 (1) 植物防疫官は、2の書類の提出があったときは、その書類に基づき、次に掲げる事項について確認を行う。 ① 当該コンテナ内の貨物が輸入禁止品でないこと。 ② 積替を行う港が植物防疫法施行規則第6条第1項第1号に掲げる港（以下「指定港」という。）であること。 ③ 積替が当該コンテナを卸下した港頭地域（植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。）が定めて公表した区域をいう。）内で行われること。 ただし、同一の港区（港則法施行規則（昭和23年運輸省令第29号）別表第1の港区をいう。）に面して複数の港頭地域がある場合は、これらを一つの港頭地域とみなす。 ④ 仕向先港が指定港であること。 ⑤ 当該コンテナが密閉形コンテナであり、かつ、内航船に積み替えられて海上輸送されること。 ⑥ 輸送中に事故が生じた場合は、直ちに積替届を提出した植物防疫所に連絡し、必要な措置をとるための体制が整備されていること。	部に船荷証券(Bill of lading)の写し1部を添付したものを提出させる。 3 積替申請の確認 (1) 植物防疫官は、2の書類の提出があったときは、その書類に基づき、次に掲げる事項について確認を行う。 ① 当該コンテナ内の貨物が輸入禁止品でないこと。 ② 積替を行う港が植物防疫法施行規則第6条第1項第1号に掲げる港（以下「指定港」という。）であること。 ③ 積替が当該コンテナを卸下した港頭地域（植物防疫所長（植物防疫事務所長を含む。）が定めて公表した区域をいう。）内で行われること。 ただし、同一の港区（港則法施行規則（昭和23年運輸省令第29号）別表第1の港区をいう。）に面して複数の港頭地域がある場合には、これらを一つの港頭地域とみなす。 ④ 仕向先港が指定港であること。 ⑤ 当該コンテナが密閉形コンテナであり、かつ、内航船に積み替えられて海上輸送されること。 ⑥ 輸送中に事故が生じた場合には、直ちに積替届を提出した植物防疫所に連絡し、必要な措置をとるための体制が整備されていること。